

社会福祉法人山形県社会福祉事業団広報紙

かたぐるま

ひと 未来 輝いて

2010 October

NO. 88



山形県立鶴峰園
日渡節子さん
作品名『手鏡カバーとモチーフ編み』

特集

新事業体系への移行について

サポートセンターあおぞら所長あいさつ

平成22年度役員及び評議員紹介

第11回地域生活支援センター in おきたま

レキシコン

平成21年度山形県社会福祉事業団事業報告・決算報告

セミナー・研修会案内

障害者自立支援法による 新事業体系への移行について

平成22年度も後半に入りました。平成23年度からの次期指定管理施設の運営も6施設が決定しましたが、これらの施設は障害者自立支援法による新事業体系へ移行することになっています。今回の特集では、障がい者施設における移行準備の進捗状況などについてご紹介いたします。

2. 移行後の事業体系について

(1) 移行後の事業体系

当事業団の運営施設は県立施設であり、現在指定管理者としてその運営にあたっていますが、梓園、鶴峰園、ワークショップ明星園、吹浦荘、慈丘園、総合コロニー希望が丘については、平成23年4月以降も引き続き運営することが決まりました。(指定期間：平成23年4月～平成28年3月) 次期指定管理における平成23年4月からの事業体系は以下のように予定されています。

●県立障がい者施設の新事業体系によるサービス内容及び定員（単位：人）…県健康福祉部障がい福祉課作成

サービス内容 施設名	現 行			新事業体系（平成23年度以降）						
	入 所	通 所	短 期 入 所	居住系 施設入所 支援	生 活 介 護	日 中 活 動 系		就労移行 支援	就労継続 支援 (B)	短 期 入 所
						自立訓練 機能訓練	生活訓練			
梓園	70	15	2	55	65	6				2
鶴峰園	50	12		45	45			15		
ワークショップ 明星園		40			10				30	
吹浦荘	70		6	65	60		6			6
慈丘園	70		3	65	60		6			3
総合コロニー 希望が丘	あさひ寮	100		3	50	45		6		3
	こだま寮	100		3	50	45		6		3
	しらさぎ寮	100		1	80	80				1
	ひめゆり寮	100		2	85	85				2
	まつのみ寮	100		3	85	85				3
ライオンカフェ		21			14		6			

(2) 移行への準備について

事業団では、一昨年から新体系移行に向けソフトを使い障害程度区分の判定や収入に関するシミュレーションを行ってきました。また、今年6月には独自に「新事業体系移行の手引き（山形県社会福祉事業団バージョン）」を策定し、施設と連携して準備を行うことにしています。

一方、各施設では夜勤を含めた職員体制や日中活動のメニューなどについて具体的な検討を進めている他、指定申請や契約に向けた準備作業を行うことにしています。なお、利用者、自治会、ご家族等に対する説明会を計画的に開催し、不安のないスムーズな移行を目指すことにしています。

●移行への準備、進捗状況

ステップ	事 業 概 要	現 状
1期	施設独自の利用者障害程度区分の推計調査実施 サービスの利用の確認、今後の入退所状況把握など	定期的実施(平成22年9月1日更新) 障害程度区分が確定するまで状況把握
2期	通所施設利用者の障害程度区分認定終了	半数以上が終了
3期	事業移行方針決定、サービス提供体制の整備・検討 自立支援法対応システムの検討など	県としてすでに方針は決定、施設における職員体制や日中活動の詳細を検討中
4期	事業移行の予定について県・市へ連絡	県より新事業体系については、すでに連絡済み
5期	入所施設利用者の障害程度区分終了	市町村に認定調査を依頼済み、全ての終了は平成23年2月～3月になる見込み
6期	事業所の指定申請及び利用契約	申請書の提出は移行の1ヶ月前を予定 利用契約は、平成23年3月に実施予定

◆現在活用している施設外作業所は、平成23年4月から法定事業所とし、他の事業（共同生活援助事業・相談支援事業など）と合わせて運営することになっています。

1. 旧体系入所施設における新事業体系への移行について

(1) 障害者支援施設が実施できるサービス

障害者自立支援法では、新体系サービスにおける入所施設を夜間のサービスを提供する「施設入所支援」と、昼間実施サービスとしての「生活介護」、「自立訓練（機能訓練）」、「自立訓練（生活訓練）」、「就労移行支援」のいずれかひとつ以上を組み合わせる「障害者支援施設」と位置づけています。

また、この障害者支援施設において実施される昼間実施サービスのうち、常時介護を要する障害者に対しサービス提供を行う「生活介護」以外のサービスは、訓練系サービスであり効果的・効率的に訓練を実施する必要があるという観点から一定の利用期限を定めています。

なお、平成24年3月までの経過措置として、「就労継続支援（A型及びB型）」と施設入所支援の組み合わせが可能ですが、平成24年4月以降は組み合わせができなくなります。（仮に、障害程度区分が4（50歳以上の場合は区分3）以上で、就労継続支援を利用されている方は、昼間実施サービスを生活介護に変更することにより引き続き施設入所支援を利用することができます。）

(2) 新体系移行以前からの利用されている方への対応について

昼間実施サービスとして生活介護を行う障害者支援施設は、常時介護を必要とする重度の障がい者を対象とし、障害程度区分が4（50歳以上の場合は3）以上を利用の要件としています。この場合、障害程度区分3（50歳以上の場合は障害程度区分2）以下の判定を受けた方がどうなるかが問題になります。

厚生労働省では、平成21年4月の報酬改定の際に関係告示を改正し、障害程度区分3（50歳以上の場合は障害程度区分2）以下の判定を受けた方であって旧法指定施設を利用していた方について報酬算定を可能としたため、希望すれば引き続き施設入所支援を利用できることになりました。（逆に、障害程度区分が低く判定されたことで退所を求めると指定基準違反になります。）

なお、報酬の構造上、障害程度区分が低い（軽い）と収入が減少し、移行後の施設経営が厳しくなることが予想されることもあり、平成24年3月までは収入の従前額を保障する措置がとられています。

●昼間サービスの概要

研 修 名	事 業 概 要
生 活 介 護	原則は障害程度区分3以上（50歳以上の者は2以上）に限られますが、施設の体系移行時に現に利用されている方については、障害程度区分が上記未満の場合でも支給決定が受けられる経過措置が設けられていました。この経過措置は平成21年4月の報酬改定により経過措置でなくなったので、今後はずっと利用することが可能となります。
自 立 訓 練	自立訓練には機能訓練と生活訓練があります。ともに訓練等給付なので、障害程度区分に関わりなく支給決定が受けられますが、原則として機能訓練は1年6月、生活訓練は2年の標準利用期間となっています。
就 労 移 行 支 援	自立訓練同様に訓練等給付なので、障害程度区分に関わりなく支給決定が受けられますが、原則として2年の標準利用期間となっています。

◆国では応益負担（定率負担）制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止して、総合的な福祉法制（仮称：障害者総合福祉法）を整備することとしており、現在、障がい者制度改革推進会議の下に「総合福祉部会」を設置し法制度の検討が進められています。なお障害者自立支援法の廃止は予定されていますが、新体系サービスの移行などについては今後も推進する姿勢が示されています。

サポートセンターあおぞら所長あいさつ

所長 加藤 志枝

今年度より障害者就業・生活支援センター「サポートセンターかでの」及び指定相談支援事業所「サポートセンターあおぞら」並びに吹浦荘共同生活事業所の所長に就任しました。よろしくお願ひします。

サポートセンターあおぞら（仮称）は、酒田駅の東口から徒歩15分にあります。昨年11月に移転し、利用者からは「立ち寄りやすくなった」、「便利がよい」と好評です。サポートセンターは、1階に吹浦荘施設外作業所「ふれんず」2階は「かでの」、「あおぞら」となっています。

サポートセンターは、利用者の地域生活の支援を支えるため、関係機関と連携し、課題解決を図り、利用者本位の生活を目指すという場であり、人と人とを繋ぐ場でもあります。

障害者自立支援法はもとより、国、県の助成金、成年後見、生活保護等、生活を支えるひとつひとつの制度や地域資源を理解しておく必要があります。



すし、障害についても知的障がい、精神障がい、身体障がいの3障がいだけでなく、増加傾向にある発達障がいや高次脳機能障がいまで幅広い知識が問われてきています。障がい特性に合わせた一人ひとりに合った支援のネットワーク作りが要求されます。

就労、相談支援の現場は景気の動向を左右する世相を反映する鏡でもあります。

先日研修の機会があり、老若男女が一同に集まり、意見交換する場に参加しました。地域性はあるものの、同じ就業・生活支援に携わっている人と交流し、元気をもらっただけでなく、刺激にもなりました。利用者のため日々フットワーク軽く仕事に励んでいる人、地道に活動している人を見るにつけ、自分はどうなのかと振り返り、もっと専門性を高めなければ、もっとネットワークの輪を広げなければと痛感した次第です。常に目標をもち、前に進む気持ちが活動力になります。

今を生きる利用者が安心して暮らしていくためにバックアップできればと思っています。

※庄内障害者就業・生活支援センター「サポートセンターかでの」及び指定相談支援事業所「サポートセンターあおぞら」は、法定事業所化に向け現在準備作業を進めており、平成23年4月より総称「サポートセンターあおぞら」としてスタートする予定です。そのため、この度は、（仮称）と表記しています。



平成22年度 役員及び評議員

■理事・監事

職名	氏名	現職
理事長	佐竹 榮一	常勤
常務理事	服部 信悟	//
理事	會田 鋭一郎	県社会福祉協議会会長
理事	前川 孝子	学識経験者
理事	富田 晋吾	医師
理事	山川 孝	弁護士
理事	黒田 忠夫	希望が丘所長
監事	阿部 憲明	やまがた農業支援センター専務理事
監事	上村 恒夫	学識経験者

■評議員

氏名	現職
梅木 欣一	山形県職親会連合会理事 鶴岡地区精神保健職親会会長
菊地 直	川西町社会福祉協議会会長
松本 顕雄	河北町社会福祉協議会会長
池田 豊	遊佐町社会福祉協議会常務理事
松田 昭裕	山形県民間社会福祉事業振興会事務局長
阿曾 友弥	学識経験者
渡辺 和子	学識経験者
井上 信二	希望が丘父兄会連合会会長
堀川 秀雄	利用者代表
土田 ゆり	利用者代表
平吹 佐内	大寿荘長
重吉 正文	泉荘長
伊藤 斉	慈丘園長
渡部 幸広	鶴峰園長

※欠員1名

第11回地域生活支援セミナー inおきたま

サポートセンターおきたま 所長 齋藤 之

地域生活支援セミナーも、回を重ね11回になりました。これまで、地域で暮らし、はたらくことを支援することを主なテーマに開催してきました。

今回のセミナーでは、はたらかたい方、自分らしく生きたい方の思いや体験をお聞きし、障がいのある方お一人お一人の思いに添った支援のあり方を考えることをテーマに開催しました。

体験発表では、職業訓練で習得されたパソコンの技術を活かしたゲーム形式での発表で、その斬新なアイデアやプレゼンテーションの素晴らしさに感銘を受けながらも、その体験の辛さや思いをより一層強く感じました。

後半の体験発表では、お仕事されているお二人から、これまでの生活されてこられた中で、ご自分の障がいに対する思いや仕事をしている上での嬉しいこと、辛いことを話していただきました。さらにご自分のこれからの人生や夢、実現したいことを語って頂きました。その実現のため、今の仕事の中で不安な気持ちを抱えながらも、克服するためご自分のスキルを高められていることは素晴らしいと思いました。また、今回のセミナーに向けて、体験発表の打合せを2回行ってきました。

が、回を重ねる毎にその思いを強く感じたところでした。

本田隆光さんの講演では「障害のある人たちにとって、やってだめなものはない。夢の実現のためにどう支えればいいのか。支え方の問題であり、支援する側の問題」とお話されたり、参加された方々へ今後の障がい者の様々な問題に影響する障害者権利条約についてわかりやすい説明をしてくださりました。

ご講演の全てに感じられるのは、本田さんのこれまでの取り組んでこられた実践そのものであり、「地域の福祉文化を変えていくのは障がいをもつ本人と、いうことを確信して実践を」と結ばれていたことです。

今回のセミナーにおいて、参加された方それぞれの立場で、その言葉を受け今後役に立ていただければと思います。



レキシコン

【レキシコン】
lexicon: キリシヤ語・ラテン語・ヘブライ語の辞典。

障がい者雇用等に関する制度改正

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」により、平成22年7月から障がい者雇用等に関する制度が変わりました。主な改正のうち2点について記載します。

一つ目は、障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大です。この制度は、事業主間の経済的負担を調整する観点から、法定雇用率（一般の民間企業の場合1.8%）に満たない事業主から障がい者が一人不足するごとに1月当たり5万円を徴収し、これを原資として、法定雇用率を越えて障がい者を雇用している事業主に対する障害者雇用調整金や助成金を支給する仕組みです。これまで、昭和52年以降経過措置として常用雇用労働者を301人以上雇用する事業主を対象としてきましたが、今回の改正によりこの7月からは200人を越え300人以下の事業主にも拡大されました。さらに5年後の平成27年4月からは100人を越え200人以下の事業主にも拡大されます。（実際の納付金には減額特例があります）

この背景には、地域の身近な雇用の場である中小企業での障がい者雇用が低下傾向にあるため、その改善を図り障

がい者雇用の促進を図るねらいがあります。

二つ目は、障がい者によっては、障がいの特性や程度、加齢に伴う体力の低下等により、長時間労働が困難な場合もあり、短時間労働に対する障がい者のニーズもあることから、今回の法改正では、これまで週30時間以上の常用雇用が基本でしたが、さらに週20時間以上30時間未満が追加されました。（障がい者の雇用義務の基礎となる労働者及び雇用障がい者）この改正により、カウントは20時間以上30時間未満の短時間の労働者を0.5カウントすることになりました。（重度者は1カウント）

この他、特例子会社がない場合でも企業グループ全体で雇用率を算定するグループ適用制度の創設等が主な法改正点です。

山形県における障がい者雇用率は、平成21年6月1日現在1.56%（全国では1.63%）で、一方、法定雇用率達成企業割合は、52.6%（全国では45.5%）となっており、引き続き厳しい雇用情勢ではあるが、今回の法改正が障がい者雇用の促進につながるよう期待したい。

平成21年度 社会福祉法人山形県社会福祉事業団事業報告

平成21年度は、これまで同様に利用者の権利擁護と個人の尊厳に基づく自立支援や社会参加を推進していくことを経営理念のトップに掲げ、指定管理者制度による県立施設の受託経営や特別養護老人ホームの設置経営、障害者自立支援法や介護保険法に基づく各種サービス事業所の経営を通じて、県民福祉の向上と利用者や地域からの信頼の獲得に努めた。特に、事業団にとって改築初年度となった松濤荘の経営にあっては、財務とサービスの両面から検証を進め経営の安定化を図った。

法人の経営基盤の確立については、事務局内にプロジェクトを設け、これまでの「中期経営計画に基づく5か年実行計画」の検証を行うとともに、平成23年度からの第二期指定管理の獲得や障がい者施設（事業所）における新事業体系への移行を視野に入れ、第二期経営計画（案）の策定を行った。

計画的な人材の確保と育成、定着については、職員採用試験を実施し28名を採用するとともに、一般職から総合職への登用試験を実施し2名を登用した。加えて、介護職員処遇改善交付金及び福祉・介護人材の処遇改善助成金を活用し、非正規職員の賃金改善を図った。

また、福祉制度や経営環境の変化に対応できる組織体制を確立するため、組織や施設の課題を整理し、よりよいサービス管理を目指したグループリーダーの発令を行うとともに、目標管理型の職員研修体系の試行を通じて、職場と職員の活性化、組織力の向上に取り組んだ。

各施設の運営にあたっては、関係法令を遵守するとともに、サービス評価や苦情解決、リスク管理等の各委員会を活用し、質の高いサービス提供や業務の改善を推進した。

また、施設利用者の地域生活移行を推進するため、昨年に引き続き重度の障がい者も含めた地域での生活実習や日中活動支援に取り組んだ。その結果、共同生活介護事業所及び共同生活援助事業所は10事業所、住居数は48か所となり、利用定員も16人増の231人となっている。なお、共同生活事業所への移行を促進するため、山形県心身障がい者地域福祉対策促進事業費補助金等を活用し、請求システムへの改修、家賃（敷金・礼金）への対応、浴室のバリアフリー化などを行った。

市町村の地域生活支援事業である相談支援事業所や地域活動支援センター、日中一時支援事業や移動支援事業所については、各自治体からの委託契約に基づき事業を実施し、地域・在宅福祉を推進した。

福祉人材の育成に関しては、事業団の持つノウハウや人材を活用して、各施設（事業所）でセミナー等を実施した。また、山形県からの新たな委託事業としては、「サービス管理責任者研修」、「障がい者相談支援従事者研修」、「行動援護従業者養成研修」を実施した。そのほか、認知症介護研修事業も継続して年8回にわたり実施し、福祉事業経営者及び実践者の育成を図った。

また、障がい者の雇用促進を図るため、昨年に引き続き障害者対象委託訓練事業として、知的障がい者対象の訪問介護員養成研修（2級）を1回実施するとともに、新たに精神障がい者を対象とした清掃業務科研修をみやま荘で2回実施した。

さらに、ふるさと雇用再生特別交付金に係る事業として、就労・職場実習先の確保、事業所の受注拡大等を図ることを目的に、村山・置賜・庄内の3つの障害者就業・生活支援センターに就労支援助手を配置するとともに、平成22年1月からは山形県の委託による「山形県地域生活定着支援センター」を開設し、刑務所等の矯正施設を出所する障がい者や高齢者に対する福祉的な支援を実施することとなった。

施設整備については、県の補助金を活用し、特別養護老人ホーム寿泉荘にスプリンクラーを設置するとともに、松濤荘では短期入所の利用定員の1人増、大寿荘では短期入所室（3床増）及び多目的ホールの増築・改築工事を行い、施設機能の充実に努めた。

平成21年度 決算

1. 財産目録

平成22年3月31日現在

資産の部		負債の部	
内 訳	金額	内 訳	金額
1 流動資産	円	1 流動負債	円
現金	162,936	短期運営資金借入金	181,937,080
預金	767,331,300	未払金	569,638,868
商品・製品	2,743,376	預り金	35,898,291
仕掛品	1,108,010	前受金	
原材料	1,853,738	流動負債合計	787,474,239
未収金	700,817,277		
立替金	624,850		
前払金	1,299,230		
短期貸付金	181,937,080		
仮払金			
流動資産合計	1,657,877,797	2 固定負債	
2 固定資産		設備資金借入金	733,700,000
(1) 基本財産		長期預り金	2,765,000
建物	1,440,580,655	退職年金共済引当金	624,407,047
土地	52,713,248	固定負債合計	1,360,872,047
基本財産特定預金	10,000,000		
減価償却累計額 △	120,888,479		
基本財産合計	1,382,405,424		
(2) その他の固定資産			
建物	31,125,780		
構築物	699,300		
機械及び装置	890,850		
車輛運搬具	48,856,787		
器具及び備品	588,762,961		
建設仮勘定	4,042,500		
減価償却累計額 △	579,076,991		
その他の積立預金	281,396,729		
退職年金共済預り金	624,407,047		
その他の固定資産	70,132,547		
その他の固定資産合計	1,071,237,510		
固定資産合計	2,453,642,934	負債合計	2,148,346,286
資産合計	4,111,520,731	差引純資産	1,963,174,445

2. 貸借対照表

平成22年3月31日現在

資産の部		負債の部	
内 訳	金額	内 訳	金額
流動資産	1,657,877,797円	流動負債	787,474,239円
現金	162,936	短期運営資金借入金	181,937,080
預金	767,331,300	未払金	569,638,868
商品・製品	2,743,376	預り金	35,898,291
仕掛品	1,108,010	前受金	
原材料	1,853,738		
未収金	700,817,277	固定負債	1,360,872,047
立替金	624,850	設備資金借入金	733,700,000
前払金	1,299,230	長期預り金	2,765,000
短期貸付金	181,937,080	退職年金共済引当金	624,407,047
仮払金			
固定資産	2,453,642,934	負債の部合計	2,148,346,286
(1) 基本財産	1,382,405,424	国庫補助金等特別積立金	287,362,808
建物	1,440,580,655	国庫補助金等特別積立金	287,362,808
土地	52,713,248	その他の積立金	281,396,729
基本財産特定預金	10,000,000	その他の積立金	281,396,729
減価償却累計額 △	120,888,479	次期繰越活動収支差額	1,394,414,908
(2) その他の固定資産	1,071,237,510	次期繰越活動収支差額	1,394,414,908
建物	31,125,780	うち当期活動収支差額	153,668,114
構築物	699,300		
機械及び装置	890,850		
車輛運搬具	48,856,787		
器具及び備品	588,762,961		
建設仮勘定	4,042,500		
減価償却累計額 △	579,076,991		
その他の積立預金	281,396,729		
退職年金共済預り金	624,407,047		
その他の固定資産	70,132,547		
資産の部合計	4,111,520,731	純資産の部合計	1,963,174,445
		負債及び純資産の部合計	4,111,520,731

3. 資金収支計算書

(自平成21年4月1日
至平成22年3月31日)

勘定科目	決算額
【経常活動による収支】	円
介護保険収入	1,708,335,542
自立支援費等収入	2,183,618,881
利用料収入	112,791,005
措置費収入	308,615,595
私的契約利用料収入	8,097,711
負担金収入	26,270,865
交付金収入	94,223,195
授産事業収入	36,427,987
営業収入	72,610,799
医業収益	97,984,413
助成金収入	1,701,266
補助事業等収入	199,850,501
経常経費補助金収入	1,571,353,888
寄附金収入	1,263,000
雑収入	299,170,179
受取利息配当金収入	147,360
会計単位間繰入金収入	79,480,865
経理区分間繰入金収入	635,634,692
経常収入計(1)	7,437,577,744
人件費支出	4,589,076,040
事務費支出	694,608,191
事業費支出	1,061,451,699
年金共済契約金交付金積立金支出	26,270,865
年金共済契約給付金	94,223,195
授産事業費	36,427,987
利用者負担軽減額	1,246,879
借入金利息支出	11,132,207
会計単位間繰入金支出	79,480,865
経理区分間繰入金支出	635,634,692
経常支出計(2)	7,229,552,620
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	208,025,124
【施設整備等による収支】	
施設整備等補助金収入	25,981,000
固定資産売却収入	47,000
施設整備等収入計(4)	26,028,000
固定資産取得支出	104,940,957
施設整備等支出計(5)	104,940,957
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	▲78,912,957
【財務活動による収支】	
借入金収入	74,325,000
積立預金取崩収入	51,593,063
その他の収入	
財務収入計(7)	125,918,063
借入金元金償還金支出	12,300,000
積立預金積立支出	71,359,360
流動資産評価減等による資金減少額等	
その他の支出	35,443,287
財務支出計(8)	119,102,647
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	6,815,416
予備費(10)	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	135,927,583
【資金残高】	
前期末支払資金残高(12)	728,770,851
当期末支払資金残高(11)+(12)	864,698,434

4. 事業活動収支計算書

(自平成21年4月1日
至平成22年3月31日)

勘定科目	決算額
【事業活動収支の部】	円
介護保険収入	1,708,335,542
自立支援費等収入	2,183,618,881
利用料収入	112,791,005
措置費収入	308,615,595
私的契約利用料収入	8,097,711
負担金収入	26,270,865
交付金収入	94,223,195
授産事業収入	36,427,987
営業収入	72,610,799
医業収益	97,984,413
助成金収入	1,701,266
補助事業等収入	199,850,501
経常経費補助金収入	1,571,353,888
寄附金収入	1,263,000
雑収入	299,170,179
引当金戻入	52,891,853
国庫補助金等特別積立金取崩額	7,464,346
事業活動収入計(1)	6,782,671,026
人件費支出	4,589,076,040
事務費支出	695,906,981
事業費支出	1,061,451,699
年金共済契約金交付金積立金支出	26,270,865
年金共済契約給付金	94,223,195
授産事業費	36,427,987
減価償却費	74,123,293
引当金繰入	35,443,287
たな卸資産増減額	1,504,446
利用者負担軽減額	1,246,879
事業活動支出計(2)	6,615,674,672
事業活動収支差額(3)=(1)-(2)	166,996,354
【事業活動外収支の部】	
受取利息配当金収入	147,360
会計単位間繰入金収入	79,480,865
経理区分間繰入金収入	635,634,692
事業活動外収入計(4)	715,262,917
借入金利息支出	11,132,207
会計単位間繰入金支出	79,480,865
経理区分間繰入金支出	635,634,692
事業活動外支出計(5)	726,247,764
事業活動外収支差額(6)=(4)-(5)	▲10,984,847
経常収支差額(7)=(3)+(6)	156,011,507
【特別収支の部】	
施設整備等補助金収入	25,981,000
固定資産売却収入	
特別収入計(8)	25,981,000
国庫補助金等特別積立金積立額	25,981,000
固定資産売却損・処分損(売却原価)	2,343,393
特別支出計(9)	28,324,393
特別収支差額(10)=(8)-(9)	▲2,343,393
当期活動収支差額(11)=(7)+(10)	153,668,114
【繰越活動収支差額の部】	
前期繰越活動収支差額(12)	1,237,781,154
当期末繰越活動収支差額(13)=(11)+(12)	1,391,449,268
基本金取崩額(14)	
基本金組入額(15)	
その他の積立金取崩額(16)	74,325,000
その他の積立金積立額(17)	71,359,360
次期繰越活動収支差額(18)	
=(13)+(14)-(15)+(16)-(17)	1,394,414,908

セミナー・研修会情報

福祉施設等就労支援セミナー 2010「地域生活支援セミナーIN庄内」

- 開催日/平成22年11月6日(土)10:00~15:30
- 会場/酒田市ひらたタウンセンター シアターOZ(酒田市飛鳥字契約場35 電話0234(52)3911)
- 内容/【行政説明】「障害者雇用促進に関する制度改正について」山形労働局
【講演】「企業から見た障害者雇用の現状と課題について」
講師:山形県立鶴岡高等養護学校現場実習支援の会会長 佐藤クリーニング 社長 佐藤 公力氏
山形県職親連合会理事 鶴岡地区精神保健職親会会長 葉子の梅安 社長 梅木 欣一氏(事業団評議員)
【シンポジウム】テーマ/…「働く」「働き続ける」を当たり前、そして共に…
一人ひとりが元気に働き生活していくための支援を考える
シンポジスト/庄内総合支庁地域保健福祉課、鶴岡高等養護学校、庄内障害者就業・生活支援センター
精神障害者地域生活支援センター翔、社会福祉法人さくら福祉会さくらホーム
コーディネーター/東北公益文化大学 准教授 澤邊 みさ子 氏
- 参加費/無料
- お問い合わせ/庄内障害者就業・生活支援センターかでの/指定相談支援事業所サポートセンターあおぞら(担当/伊沢・佐藤和泉) 電話0234(24)1236

第10回 自閉症療育者研修「すずらん塾」

- 開催日/平成22年11月21日(日)9:30~15:30
- 会場/米沢市伝国の杜置賜文化ホール大会議室 (米沢市丸の内一丁目2番1号 電話0238(26)2666)
- 内容/テーマ 『ライフステージに沿った支援』を考える
講演1「自閉症児(者)支援の基本的な考え方」~横浜やまびこの里の実践から~
講演2「施設での日中活動を支援する」
講師:(福)横浜やまびこの里 東やまた工房 支援課長 川邊 循氏
講演3「地域で働く事を支援する」
講師:(福)横浜やまびこの里 ワークアシストやまびこ スタッフ 木滑 奈緒美氏
講演4「地域での暮らしを支援する」
講師:(福)横浜やまびこの里 ケアホーム スタッフ 佐藤 仕展氏
- 参加費/山形県自閉症協会会員の方:500円 会員以外の方/1,000円
- お問い合わせ/総合コロニー希望が丘しらすさぎ寮(担当/神尾、成沢) 電話0238(46)3101

源泉かけ流しの温泉で

ゆったりのんびり疲れを癒すここは湯の里

寿海荘

手作り料理にきっと満足!

1泊2食付き 老人(60歳以上)・母子(寡婦)・身障者の方

5,210円 (税込)

- ◎基本料金は通年同じです。
- ◎新しいマイクロバスでの送迎等のご相談を承ります。

HPも発信中

寿海荘ホームページアドレス <http://www.jyukaiso.jp/> ご意見・苦情はメール info@jyukaiso.jpまでお願い致します。

山形県福祉休養ホーム
あつみ温泉 **寿海荘**

〒999-7204 山形県鶴岡市湯温海字湯之里88-1

TEL:0235-43-4173



イベント舞踏、歌謡上演会

〈11月からのイベントのご案内〉

実施日	イベント	講師	5千円バック
11月11日	リハビリ教室	後藤里史(理学療法士)	
11月25日	民話体験	昔話 榎引ボランティア	
12月9日	音楽療法実践講座	佐藤文子氏(事業団OB)	月山新道の四季企画バック
12月22日	舞踊上演	山五十川 満月会	12/20~12/29
1月13日	第2回カラオケ	高橋宣則(事業団OB)	
2月17日	民話体験	温海 三浦氏	
3月17日	なごみの会	高橋 公子氏他	舞踊・歌謡上演にちなんだ企画バック3/14~3/18

※企画バックご利用の場合は5,000円(税込)となります。
※お申込み時「5千円バック」と申し込みたい(3名様以上)。